

事 務 連 絡

平成18年10月2日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

韓国産パプリカの検査命令免除業者について

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」（平成18年3月31日付け事務連絡）の別添1の2の別表9によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府においてパプリカ（ジャンボピーマン）に係る登録業者の追加選定が行われたことから、別表9を別紙のとおり改正するので御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。